

〇大府市^{かくたん}喀痰吸引等研修受講費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、喀痰吸引及び経管栄養（以下「喀痰吸引等」という。）を必要とする障がい者及び障がい児（以下「障がい者等」という。）の支援体制の確保を図るため、職員に喀痰吸引等研修を受講させる事業者に対し、予算の範囲内において交付する大府市喀痰吸引等研修受講費補助金（以下「補助金」という。）に関し、大府市補助金等交付規則（昭和46年大府市規則第7号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービスを提供する事業所を運営する者
- (2) 大府市が援護の実施者となる障がい者等（施設入所支援の支給決定を受けている者を除く。）に対し喀痰吸引等を行わせることを目的に、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第11条第2項に規定する登録研修機関が行う研修のうち、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）別表第3第1号の基本研修及び同表第2号の实地研修（以下「交付対象研修」という。）を所属する職員に受講させ、修了させる者

(交付対象経費及び補助金額)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）は、交付対象研修の受講に係る費用のうち、研修費、事務手数料、テキスト代及び保険代とする。

- 2 補助金の額は、交付対象研修を受講する職員1人につき、交付対象経費の合計額の2分の1に相当する額と25,000円のいずれか低い方の額とする。ただし、100円未満の端数は切り捨てるものとする。
- 3 同一年度内において、同一の対象者に対して助成する人数は、5人を限度とする。

(実施計画書の提出)

第4条 補助金の交付を受けることを計画する者（以下「計画事業者」という。）は、交付対象研修の受講の申込みを行う前に、所属する職員に交付対象研修を受講させ、修了させる旨の計画（以下「実施計画」という。）を大府市喀痰吸引等研修支援事業実施計画書（第1号様式。以下「実施計画書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 登録研修機関に対して研修の申込みを行う際に提出する書類の写し
- (2) 登録研修機関の受講料等の内訳がわかる資料
- (3) 交付対象研修を受講する職員との雇用契約書の写し（原本証明したものに限る。）
- (4) 实地研修の対象となる障がい者等の同意書（第2号様式）
- (5) その他市長が特に必要と認める書類

- 2 計画事業者は、次条の規定による申請を行うまでの間に実施計画書に記載した事項に変更があった場合は、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

(交付の申請)

第5条 計画事業者は、実施計画の完了後速やかに大府市喀痰吸引等研修受講費補助金交付申請書(第3号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 交付対象研修を修了した職員の社会福祉士及び介護福祉士法附則第4条第1項に規定する認定特定行為業務従事者認定証の写し
- (2) 登録研修機関が発行する領収書の写し(費用の内訳がわかるもの)
- (3) その他市長が特に必要と認める書類

2 第1項の申請をした者は、補助金交付決定を受けるまでの間に当該申請の内容に変更が生じた場合は、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による交付の申請を受けたときは、その内容を審査し、交付を決定したときは、大府市喀痰吸引等研修受講費補助金交付(不交付)決定通知書(第4号様式)により、通知するものとする。

(交付の請求)

第7条 前条の規定による通知を受けた者(以下「助成対象者」という。)は、大府市喀痰吸引等研修受講費補助金交付請求書(第5号様式)を速やかに市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の請求書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第8条 市長は、助成対象者が偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたと認めるときは、当該助成対象者に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(実績報告)

第9条 大府市補助金等交付規則第10条の規定に基づき行う実績報告は、第5条に規定する補助金の交付申請をもってこれに代えるものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の規定に基づき、既になされた申請は、この要綱の失効後も、なお、従前の例による。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。